

浄化槽法第7条の規定に基づく法定検査の遅延解消の状況について

平成29年10月20日

公益社団法人 千葉県浄化槽検査センター

千葉県浄化槽検査センターは、浄化槽法第57条の規定に基づき県から検査機関の指定を受け、浄化槽法第7条及び第11条の規定に基づく法定検査を実施しております。

昨年、浄化槽法第7条の規定に基づく浄化槽の法定検査について、浄化槽管理者様から検査手数料をいただいているにもかかわらず、浄化槽の使用開始後8ヶ月以内の検査実施期間内に検査を行っていない浄化槽（以下、「検査遅延浄化槽」）が1,752基あることを確認いたしました。

当検査センターとしては、この事態を重く受け止め、県のご指導のもと、関係団体と連携して、職員一同全力で検査遅延の浄化槽の解消につとめてまいりました。

今回、これまでの検査遅延浄化槽に対する取組と現在の検査状況及び今後の未検査浄化槽への対応、再発防止についてとりまとめ、県へ9月に報告いたしました。

今後も引き続き、検査遅延浄化槽の早期解決と再発防止に努めてまいります。

県報告の主な概要

1 検査遅延浄化槽の解消状況（平成29年8月末現在）

検査済基数 1,504基

未検査基数 248基

（内訳） 検査依頼受付済み 19基

受検拒否・管理者所在不明等 108基

浄化槽管理者変更 61基

未設置・未使用・廃止 60基

2 未検査の検査遅延浄化槽への今後の対応について

（1）現在も使用されている浄化槽については、県等のご指導を受け、管理者に対して検査の受検をお願いしてまいります。

（2）未設置、未使用、廃止等により、現在使用されていない浄化槽については、必要に応じ今後の計画等を確認したうえで、検査手数料を返金してまいります。

3 再発防止について

進捗管理を確実に実施するための総括管理職の設置などの組織変更や外部監査人の配置等による監査体制の強化や職員の資質向上などを図り、徹底した再発防止に努めてまいります。

浄化槽法に基づく水質検査に係る遅延解消への
取組と再発防止について（報告）

平成29年9月

公益社団法人千葉県浄化槽検査センター

はじめに

昨年8月に、浄化槽の法定検査に係る県の立入調査を受け、浄化槽検査手数料を検査実施前に受領し、期間が過ぎても、検査が行われないままの状況にある浄化槽が多数確認されました。

千葉県浄化槽検査センターとして、あつてはならない状況と猛省し、県の御指導のもと、これらの浄化槽の検査を積極的に進めてまいりました。

未検査の状況の浄化槽を解消するため、文書・電話連絡や現地訪問を行うなかで、浄化槽管理者からの検査拒否や連絡がとれない場合、さらに浄化槽が未設置・未使用な状態にあるもの、建物の売買により浄化槽の管理者が変更したものなど検査ができない状況にある物件も判明してきました。

このため、検査遅延を解決する上で、これらの未検査の浄化槽に対して、今後、どのように対応していくか、また、今後、同じことが起きないように、再発防止策として、どのような対策をとっていくかを重要な課題として、検査遅延問題の収束を検討するためセンターに設置された検討委員会、理事会において検討し、これまでの検査実施状況も加え、この報告書のとおりまとめました。

改めて、今後、このようなことのないよう、県・市町村の御指導をいただき、関係機関と連携して、指定検査機関として、適正な浄化槽検査に取り組んでまいります。

I 検査遅延問題の発生と原因

1 検査遅延問題の発生

浄化槽設置の補助金を受ける場合等の前納制度により、検査実施前に検査手数料を受領し、7条検査を行うべき期間内（使用開始後3か月を経過した日から5か月以内）に検査が行われないうままの状態にある浄化槽（以下「検査遅延浄化槽」という。）が多数確認されました。（平成28年8月9日、県水質保全課による立入検査による）

検査遅延の件数は、前納制度の導入が始まった平成11年度以降、平成28年6月30日現在で延べ1,752件、預かっている検査手数料総額は1,762万9千円でした。

2 検査遅延の原因

主な原因としては、検査の依頼を受けた浄化槽管理者と連絡がとりにくく、検査日程の調整に時間を要するものを後回しにし、これが処理できず検査遅延浄化槽として累積してしまっただけです。

具体的には、

(1) 浄化槽管理者との連絡及び調整不足

法定検査の実施にあたっては、あらかじめ行政機関から提供された情報等をもとに、浄化槽管理者に対して使用開始時期の確認と検査日程調整のための文書を送付し、浄化槽管理者から返信はがきによる連絡を受けた後、あらためて電話により日程調整のうえ、検査を実施しています。

この手続きの過程で、

- ①検査センターで把握していた浄化槽管理者に関する情報と実態に相違があるなどにより、文書が浄化槽管理者に届かない
 - ②文書は届いているが、浄化槽管理者から返信がない
 - ③電話が通じず浄化槽管理者との日程調整ができない
- などの状況に対して、住居確認や文書の再送付、電話による照会など、繰り返しの対応が不十分でした。

(2) 検査の進捗状況の管理体制の不備

検査員が現地を訪問した際、立会者の不在や浄化槽の上に障害物があり検査できないなどの物件については、再度、日程調整のうえ検査を実施します。

しかしながら、検査担当部門（検査課）と日程調整部門（業務課）の担当者間の連携不足など業務の進行管理体制に不備があり、日程の再調整等の対応が欠落し、再検査に結びつかない事例がありました。

(3) 連絡調整担当者、検査員及び管理職員の問題意識の欠如

連絡調整に従事する担当者、現場で検査業務に従事する検査員及び検査業務全体を管理する職員のそれぞれにおいて、検査遅延の重大さに対する問題意識の欠如がありました。

(1)、(2) それぞれに段階で、遅延が発生し、それに加え、(3) により、検査遅延問題の発生を招いてしまったと考えております。

II 検査遅延浄化槽の解消に向けた検査センターの取組み

県の立入調査により確認された検査遅延浄化槽については、県の指導に従い検査実施計画をたて、以下に記載した取組により7条検査を積極的に実施してきました。

1 検査遅延解消チームの設置

事務局長を総括責任者として、進捗管理者、チームリーダー等を配置した所属横断的な遅延解消チームを設置し、検査遅延浄化槽の解消にあたりました。

2 浄化槽管理者への連絡

遅延解消チームの主導のもと、検査実施に至るまで、文書連絡・電話連絡の徹底及び浄化槽管理者宅の訪問等、浄化槽管理者への連絡業務を平日だけでなく、土曜、日曜、休日、夜間を通じて行いました。

3 検査体制強化

検査遅延の早期解消と新たな遅延発生の防止を図るため、検査員の1日当たりの検査基数を増加させるとともに、浄化槽管理者の希望に沿って土曜、日曜及び休日の検査を実施するなど、検査体制を強化しました。

4 個票による進捗管理

浄化槽管理者への連絡・検査日程の調整から検査実施に至るまでの進捗管理を確実なものとするため、浄化槽管理システムから検査遅延浄化槽の情報を出力し、個票として進捗管理に活用しました。

Ⅲ 検査遅延浄化槽の解消の取組みに対する県の指導等について

センターでは、県の指導を受け、3か月を目途に未受検浄化槽を解消する検査実施計画を立て、未検査解消に向けて、浄化槽管理者との電話連絡、訪問や検査体制の強化等、積極的に事務を進めてまいりました。

しかし、検査手数料が前納された時期から時間がたっていることや限られた人員による事務対応などから、平成28年11月末で全体の3分の1に相当する604基の検査が実施できませんでした。

このため、県から、平成28年12月に、未受検浄化槽の早期解消について再度、指導があり、新たな遅延解消計画を立て検査を進めました。

しかしながら、平成29年1月末の段階で453基が検査未実施だったことから、検査業務が適正に実施されていないとして、3月21日に平成29年4月からの7条検査業務の停止及び法定検査業務の期限を平成30年3月31日までとする処分を受けました。

センターとしては、指定検査機関としての適格性を証明し、平成30年4月以降の検査業務を実施するため、処分後も検査が行われていない浄化槽の解消に努めてきました。

IV 検査遅延浄化槽の解消状況と今後の取扱方針について

1 検査遅延浄化槽の解消状況

IIの取組みにより、平成29年8月31日現在の検査実施に至った浄化槽は、1,752基のうち、85.8%の1,504基となりました。
残りの浄化槽は、未設置・未使用・浄化槽廃止等の実態が確認されています。

なお、現時点では検査対象外となっている未設置等60基分を当初の検査遅延浄化槽総数1,752基から控除した現時点での検査遅延浄化槽は169基（浄化槽管理者が変更されている61基を含む。）であり、当初の検査遅延浄化槽総数に対する実質的な検査遅延解消率は約90%となります。

なお、検査未実施の状態にある現時点での検査遅延浄化槽169基の内訳は、

- ①浄化槽管理者と接触できたが明確に受検拒否の意思表示がある 37基
- ②文書連絡・電話連絡・訪問に対して反応がなく接触できない 41基
- ③空き家状態で浄化槽管理者の所在が確認できず、連絡もとれない 30基
- ④浄化槽管理者と連絡がとれず、登記簿等により管理者変更が確認された
61基

となっています。（表1及び2参照）

表 1 検査遅延浄化槽に対する検査実施の状況

実施年月	当月実施基数	実施基数累計	検査未実施基数
平成 28 年 7 月	131	131	1,621
8 月	213	344	1,408
9 月	101	405	1,307
10 月	364	809	943
11 月	339	1,148	604
12 月	62	1,210	542
平成 29 年 1 月	89	1,299	453
2 月	71	1,370	382
3 月	28	1,398	354
4 月	15	1,413	339
5 月	18	1,431	321
6 月	34	1,465	287
7 月	39	1,504	248
8 月	0	1,504	248
9 月以降(検査実施予定)	19	1,523	229

*「検査未実施基数」=当初確認されていた「検査遅延浄化槽総数(1,752 基)」-「実施基数累計」

表 2 検査実施に至っていない浄化槽の状況（平成 29 年 8 月 31 日現在）

検査未実施の区分・理由	基 数
1 検査遅延の状態が継続しているもの	108
①受検拒否	37
②連絡拒否	41
③連絡不可	30
2 浄化槽管理者が変更となっているもの	61
3 現時点で検査対象外となっているもの	60
①浄化槽の未設置	7
②浄化槽の未使用	10
③下水道接続等により浄化槽を廃止済み	43
計	229

2 今後の未検査浄化槽の取扱方針

現時点で検査未実施の状態にある浄化槽（物件）については、次の方針を基本として取り扱うこととします。

（1）検査未実施の状態が継続し検査遅延が解消されていない物件

- ①受検拒否・連絡拒否の状態にある物件については、県・市町村による指導も得ながら、引き続き管理者に対して浄化槽法に基づく法定検査の受検義務があることを伝え、検査の実施に努めます。
- ②空き家状態にあり浄化槽管理者との連絡が取れない物件については、引き続き管理者の所在確認に努め、管理者と連絡が取れた場合には、管理者の意向を確認の上、使用見込みがなければ、前納手数料を返金する方向で対応します。

（2）浄化槽管理者が変更となっている物件

変更後の管理者と連絡がとれた場合には、検査実施の同意が得られることを条件に、検査を実施します。

なお、変更後の管理者と連絡がとれない場合又は同意が得られない場合は、前納手数料を支払った元の管理者に対して、前納手数料を返金します。

（3）現時点で検査対象外となっている物件

- ①未設置・未使用の状態にある物件については、今後の設置及び使用の予定を確認の上、相当期間、設置・使用の予定がない場合については、浄化槽管理者へ前納手数料を返金します。
- ②下水道接続等によりすでに廃止となっている物件については、前納手数料を返金します。

（4）前納手数料の返金先が見つからない場合の対応

返金に係る前納手数料を他の前納手数料と区別し、適切に管理し、返金先

が判明した場合は、確実に返金できるよう対応をしていきます。

(5) 行政機関との連携

上記の検査遅延浄化槽に対する取扱いの情報については、必要に応じて適宜、関係行政機関に通報・提供します。

また、これら取扱いの過程で判明した浄化槽管理者に課せられる手続き等の法的義務については、管理者に的確に伝達します。

IV 再発防止策について

今回の検査遅延の原因を踏まえるとともに、県指導要綱の改正により、すべての浄化槽について検査手数料前納制度（届出時に検査手数料済みの領収書の提出が求められる）が導入されることに伴い、今後、同様の検査遅延が発生する可能性も高くなることも考慮し、以下の再発防止の取組を徹底していきます。

1 事務処理体制の見直し

- (1) 業務課、検査課の業務を総合的に進捗管理するため、総括管理の職を設置します。（本年4月対応済み）

遅延問題解消後、遅延解消チームを改組し、進捗管理のための組織を作り、総括管理者の指揮のもと、法定検査業務の進捗管理の徹底を図ります。

- (2) 検査体制の連携・強化を図るため、業務課、検査課の組織を見直し、業務課にあった連絡調整部門を検査課に組織替えを行います。

（本年4月対応済み）

- (3) 未検査浄化槽に対する連絡・日程調整等の業務の進捗状況を、総括管理者や担当者がいつでも簡易に把握できるよう、現在の業務管理システムを平成29年内を目途に変更します。

- (4) 未検査の浄化槽の情報を、適宜県及び市町村へ提供し、県・市町村行政当局と連携し、管理者へ受検の働きかけを強化します。
- (5) 進捗管理するなかで、一定期間（2年間）、未検査状態の続く浄化槽については、文書案内や現場調査など今回の遅延解消対応の手順にならない、返金等の個別処理を行います。

2 内部監査体制の強化

- (1) 執行委員会（年間6回程度開催）及び理事会（年間4回程度開催）において、未検査の浄化槽に関する情報も含め詳細な検査業務の進捗状況等の報告を行い、役員による業務の監査体制の充実・強化を図ります。
- (2) 原則、毎週開催する課長会議において、検査実施状況等に係る情報交換を徹底し、事務レベルでの業務監視の体制を強化します。

3 外部監査の導入

- (1) 外部監査制度を導入し、包括的な業務監査を実施することにより、適正な法定検査業務の確保を図ります。（平成29年5月31日開催の第5回定時総会で定款を一部改正、外部監査制度を導入済み）
- (2) センターに設置されており、行政担当者が参画し、公正な検査を行う手法等を検討する法定検査専門委員会においても、適宜、法定検査業務の運営・進捗状況の報告を行うこととし、外部の者による適正な業務運営の確認を受けます。

4 職員の資質向上

- (1) 職員のコンプライアンス意識の向上のための研修会を定期的で開催します。（平成28年12月に外部講師を招き、研修会を開催済み。29年度以降も毎年開催する予定）

- (2) 検査を担当する職員の待遇・技術力の向上を図るため、日本環境整備教育センターにおける研修会などの研修機会を積極的に活用していきます。

5 浄化槽管理者への法定検査義務の周知の徹底

- (1) 浄化槽管理者と直接接触する機会の多い施工業者、不動産関係業者、保守点検事業者等を通じて、県のパンフレットなどを活用し、管理者への法定検査や適正管理の法的義務や重要性についての周知、徹底に取り組んでいきます。

- (2) ホームページにおいて積極的に法定検査等の情報を掲載し提供していくとともに、各種イベント等の機会を活用し、意識啓発への取組みを強化します。